

神戸市屋外広告物条例の一部改正について

1. 改正の概要

「冠婚葬祭、祭礼等のため一時的に表示し、又は設置する広告物等」の取扱いや文言について、神戸市屋外広告物条例（平成12年1月条例第50号）（以下「条例」という。）を次の①、②のように改正することで変更することを検討しています。

つきましては、条例改正に伴う意見提出手続を行います。

①取扱いの改正

項目	現行	改正案
禁止地域等（条例第2条）で表示、設置	可能（条例第11条により適用除外）	
表示禁止物件（条例第3条）に表示、設置	不可	可能（条例第11条の改正により適用除外）
許可（条例第5条）の必要性	不要（条例第11条により適用除外）	

②文言の改正

現行 「冠婚葬祭、祭礼等のため一時的に表示し、又は設置する広告物等」

改正案 「地域における祭礼等のため一時的に表示し、又は設置する広告物等」

2. 改正の趣旨

・地域コミュニティに対する祭礼の役割を考慮

物理的に近い距離でなければ対応しづらい課題（災害時の一次対応、子育て支援、老々介護、ヤングケアラー、孤独・孤立などの課題）の解決にあたって、地域コミュニティへの期待が高まっています。

地域で行われる祭礼は、下記で述べる「ハレ（非日常）」の景観の効用も相まって参加者の交流を促し、地域コミュニティの活性化を図る役割も有しています。

・景観面における祭礼の歴史的・文化的意義を考慮

祭礼は、地域固有の歴史や文化が感じられる「ハレ（非日常）」の景観を作り出しています。したがって、一時的（1週間程度までの期間）に旗ざおを設置するような場合は、制限をするよりも、むしろなるべく広く認めていくことが望ましいといえます。

例えば、信号機や道路標識が見えなくなるような旗ざお等の設置は当然認められるものではありませんが、交通の安全と円滑を阻害しない範囲でガードレール等に設置するのであればこれを制限するまでの必要はないと考えます。

以上の事情を考慮し、条例第11条2項および3項を改正し、地域における祭礼等のため一時的に表示し、又は設置する広告物を、歩道の柵等の表示禁止物件に表示、設置できるようにします。

3. 施行予定

令和7年第1回定例会（2月議会）に条例改正議案を提出し、議決を得て令和7年4月施行予定